

日程第 9．議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 9．議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成 27 年 9 月 30 日に公布されたことに伴い、納付書及び申告書等への個人番号等の記載方法に変更が生じたことから、条例の一部を改正する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。これもお手元に概要説明をお配りしました。議案書にあります新旧対照表もご覧いただきながらご説明いたします。まず改正理由ですが、副町長からもあったように地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されました。これはまだ未施行でございます、その第 2 条第 3 号納付書、第 4 号納入書、これに個人番号と法人番号を記載しなさいということでした。しかし、改正後は納付書には個人番号及び法人番号の記載はしないでもいいことになっています。次に、申請書等があります。例えば町民税の申告、これは 36 条の 2 です。続きまして 63 条の 2 は固定資産税で 89 条は軽自動車の減免とそれぞれあるのですが、そのなかで法人番号の次に同法第 15 条に規定する法人番号、いわゆるマイナンバー法でいう法人番号ですよということを確認させる条文の追加です。法人番号というものが別にもあるということです。ここで言う法人番号は、マイナンバー法で言う法人番号だと確認させるための条項の整備だにご理解いただきたいと思います。以上が、議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の概要説明でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 67 号 南風原町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、総務民生常任委員会に付託します。